

通所リハビリテーションご利用料

2022.10.1改定

2割

(1日/1回あたりの単位)

算定項目/要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
通所リハサービス費	710	844	974	1129	1281
サービス提供体制加算※1	22	22	22	22	22
リハビリテーション提供体制加算	24	24	24	24	24
合計単位	756	890	1020	1175	1327
地域加算(×10.66円)	8058	9487	10873	12525	14145
ご利用者負担(2割)	1612円	1898円	2175円	2505円	2829円
食事代	810円	810円	810円	810円	810円
日用品費(選択制)※	52円	52円	52円	52円	52円
嗜好品費(選択制)※	82円	82円	82円	82円	82円
教養娯楽費(選択制)※	150円	150円	150円	150円	150円
合計ご利用料	2706円	2992円	3269円	3599円	3923円

※日用品費・嗜好品費・教養娯楽費はご希望による

その他加算項目	単位	(×10.66円)	ご負担(2割)	実費ご負担項目	金額
入浴加算(Ⅰ)	40	426	86円/回	尿取りパット	41円
入浴加算(Ⅱ)※2	60	639	128円/回	装着パット	41円
リハビリマネジメント加算(A)イ※3	560	5969	1194円/月	尿取りパットL	62円
リハビリマネジメント加算(A)イ※4	240	2558	512円/月	尿取りパットLL	82円
リハビリマネジメント加算(A)ロ※5	593	6321	1265円/月	オムツカバー	123円
リハビリマネジメント加算(A)ロ※6	273	2910	582円/月	オムツカバーL	123円
リハビリマネジメント加算(B)イ※7	830	8847	1770円/月	リハビリパンツM	113円
リハビリマネジメント加算(B)イ※8	510	5436	1088円/月	リハビリパンツL	123円
リハビリマネジメント加算(B)ロ※9	863	9199	1840円/月		
リハビリマネジメント加算(B)ロ※10	543	5788	1158円/月		
短期集中個別リハ実施加算※11	110	1172	235円/回		
認知症短期集中リハ実施加算(Ⅰ)※12	240	2558	512円/回		
認知症短期集中リハ実施加算(Ⅱ)※13	1920	20467	4094円/月		
生活行為向上リハビリテーション実施加算※14	1250	13325	2665円/月		
栄養アセスメント加算※15	50	533	107円/月		
栄養改善加算※16	200	2132	427円/月		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)※17	20	213	43円/6月		
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)※18	5	53	11円/6月		
口腔機能向上加算(Ⅰ)※19	150	1599	320円/回		
口腔機能向上加算(Ⅱ)※20	160	1705	341円/回		
科学的介護推進体制加算※21	40	426	86円/月		
移行支援加算※22	12	127	26円/月		
中重度者ケア体制加算※23	20	213	43円/日		
若年性認知症利用者受入加算※24	60	639	128円/日		
重度療養管理加算※25	100	1066	214円/回		
介護職員処遇改善加算Ⅰ※26	所定単位数に4.7%を乗じた単位数を加算する				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※27	所定単位数に2.0%を乗じた単位数を加算する				
介護職員等ベースアップ等支援加算※28	所定単位数に0.8%を乗じた単位数を加算する				

※各加算の算定要件及び注釈は次頁に記載しております。

- ※1 介護職員のうち介護福祉士を70%以上配置または勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置していること
- ※2 医師等がご利用者の居宅を訪問し、浴室におけるご利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、居宅の浴室が、ご利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと
 - ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、ご利用者の身体の状況や訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること
 - ・上記の入浴計画に基づき、個浴その他のご利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと
- ※3 以下のいずれにも適合すること。
 - ・利用開始月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合に合っては3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し施設専門職者及び指定居宅サービス等の担当者他と情報を共有し会議内容を記録する。
 - ・通所リハビリテーション計画について、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーション計画等について医師の代わりにご利用者またはご家族に対して説明をし、同意を得ること。説明した内容等について医師へ報告する。
 - ・理学療法士、作業療法士が訪問介護の事業他居宅サービス事業に係る従業者と居宅を訪問し従業者に対し介護の工夫に関する指導や日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。または、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅を訪問し、ご家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- ※4 6月を超えて上記※3を算定する場合
- ※5 上記※3に加え、ご利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- ※6 6月を超えて上記※5を算定する場合
- ※7 以下のいずれにも適合すること。
 - ・医師が、通所リハビリテーションの実施にあたり、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおけるご利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと
 - ・上記における指示を行った医師又は指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、指示の内容が上記に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録する
 - ・リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション会議の内容を記録すること
 - ・通所リハビリテーション計画の作成に当たって、計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、ご利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること
 - ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと
 - ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定供託サービスに該当する事業に係る従業者とご利用者の居宅を訪問し、従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと
 - ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、ご利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと
 - ・通所リハビリテーション計画について、医師がリハビリテーション計画等についてご利用者またはご家族に対して説明をし、同意を得ること
- ※8 6月を超えて上記※7を算定する場合
- ※9 上記※7に加え通所リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出している場合
- ※10 6月を超えて上記※9を算定する場合
- ※11 ご利用者に対して、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算する(退院及び退所日又は認定日から起算して3月以内)
- ※12 認知症であると医師が判断し、退院(所)又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なりハビリテーションを個別に行った場合(週2日限度)
- ※13 退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内に以下いずれにも適合すること。
 - ・1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。
 - ・リハビリテーションの実施頻度、場所及び時間等が記載された計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)※2を算定していること。
- ※14 開始月から起算して3月以内に以下のいずれにも適合すること。
 - ・生活行為の内容の充実を図る為の専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。
 - ・生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、場所及び時間等が記載された計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
 - ・計画で定めた通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催すること。
 - ・リハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定していること。
 - ・医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がご利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること
- ※15 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
 - ・事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
 - ・ご利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養

- アセスメントを実施し、ご利用者又はその家族に対しその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
- ・ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- ※16 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
- ・事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
 - ・ご利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも考慮した栄養ケア計画を作成していること
 - ・ご利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること
 - ・ご利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること
 - ・栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問すること
- ※17 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報をご利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
- ※18 ご利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報をご利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
- ※19 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
- ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること
 - ・ご利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員支援相談員その他の職種の物が共同して、ご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること
 - ・ご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、ご利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
 - ・ご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること
- ※20 上記※19に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- ※21 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
- ・ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省へ提出していること
 - ・必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
- ※22 以下の基準のいずれにも適合すること。
- ・評価対象期間において通所リハビリテーションの提供を終了したご利用者のうち、通所介護・認知症対応型通所介護・通所事業その他社会参加に資する取組を実施したご利用者の占める割合が100分の5を超えていること。
 - ・評価対象期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日からの起算して14日以降44日以内に通所リハビリテーションの従業者が、リハビリテーションの提供を終了したご利用者に対して、電話等により、通所介護等の実施状況を確認し記録すること
 - ・リハビリテーション終了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、ご利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること
 - ・12月を通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上であること。
- ※23 定められた職員数より1名以上配置及び専従の看護職員を1名以上配置し、算定月の前3月間のご利用者数のうち、要介護3以上のご利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- ※24 若年性認知症ご利用者に対して、通所リハビリテーションが実施された場合
- ※25 要介護度3・4・5のご利用者であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを実施した場合
- ※26 所定単位数の47/1000加算。区分支給限度基準額の算定から除外する。ご負担が月によってことなるため、詳しくは事務請求担当あるいは支援相談員へお訪ねください。
- ※27 所定単位数の20/1000加算。区分支給限度基準額の算定から除外する。ご負担が月によってことなるため、詳しくは事務請求担当あるいは支援相談員へお訪ねください。
- ※28 所定単位数の10/1000加算。区分支給限度基準額の算定から除外する。ご負担が月によってことなるため、詳しくは事務請求担当あるいは支援相談員へお訪ねください。